

○西海市市民ライター設置要綱

令和3年8月10日西海市告示第61号

(設置)

第1条 西海市の広報事業に関する活動の充実並びに市民参加による情報発信力の強化及び地域活性化の推進を図るため、西海市市民ライター（以下「市民ライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等の情報を市に提供すること。
- (2) 前号の情報の収集等に関する活動を行い、これによって作成した記事又は撮影した写真若しくは動画（以下「記事等」という。）を市にデータで提供すること。
- (3) その他市長が必要と認める広報活動

(定数)

第3条 市民ライターの定数は、若干名とする。

(登録対象者)

第4条 市民ライターとして登録することのできるものは、西海市に住所を有し本市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある満20歳以上の個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する特別職のうち就任について公選によることを必要とする者
- (2) 特定の宗教を支持し、布教することを目的として登録を希望する者
- (3) 西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第1号、第2号又は第4号に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営む者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業を営む者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他市長が適当でないと認めた者

(申請)

第5条 市民ライターに登録することを希望する者（以下「申請者」という。）は、西海市市民ライター登録申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出することにより、申請するものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、西海市市民ライター登録決定(不決定)通知書(様式第2号)により通知するものとし、適当と認めたときは、申請者を市民ライターとして登録し、市民ライター登録者証を交付する。

(登録期間)

第7条 市民ライターの登録期間は、前条の規定により登録された日からその日の属する年度の末日までとする。

(登録抹消)

第8条 市長は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民ライターの登録を抹消するものとする。

- (1) 市民ライターから登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他市民ライターとして不適格であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消を行ったときは、その旨を西海市市民ライター登録抹消通知書(様式第3号)により当該市民ライターに通知するものとする。

(報償費の支給等)

第9条 市長は、予算の範囲内において、市民ライターに報償費を支給することができる。ただし、市民ライターの活動等による経費について、市はその費用を負担しない。

(禁止行為)

第10条 市民ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために、市民ライターの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 市民ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (4) 活動先等に対して迷惑となること。
- (5) 市民ライター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他市長が適当でないと認めること。

(記事等の編集)

第11条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、次条の規定による掲載を行うに当たって、当該記事等の著作権を有する市民ライターの同意を得て、記事等に用いられている文言等について必要な編集を行うものとする。

(著作権)

第12条 記事等の著作権については、第三者が著作権を有する部分を除き、

西海市に帰属するものとする。

(記事等の掲載)

第 13 条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから相当と認めるものを、市のウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、広報さいかいその他の市の広報媒体に掲載するものとする。

2 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報

(4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報

(5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報

(6) 法令に反し、又は反するおそれがある情報

(7) その他市長が不適切であると認める情報

(個人情報保護)

第 14 条 市長は、市民ライター制度の運用によって得た個人情報を西海市個人情報保護条例（平成 17 年西海市条例第 11 号）の規定に基づき、適切に管理し、目的以外の利用は行わない。

(補償)

第 15 条 市民ライターの活動中の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害については、西海市委託業務等に係る災害補償に関する規程（令和 2 年西海市告示第 17 号）に基づき補償する。

(庶務)

第 16 条 市民ライターに関する庶務は、政策企画課において処理する。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、市民ライターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

西海市市民ライター登録申請書

あて先 西海市長

西海市市民ライター設置要綱第5条の規定により、市民ライターとして登録を受けたいので、申請します。

氏名	ふりがな		生年月日	年 月 日
性別	男・女	職業	勤務先	
住所	〒			
連絡先	〔電話〕		〔FAX〕	
	〔E-mail〕		〔携帯電話〕	
所属団体等 <small>（ボランティア団体等で活動している方は記入してください。）</small>	〔団体名〕			
	〔団体代表者〕			
	〔団体連絡先〕			

※収集した個人情報は、市民ライターの登録、市税の納付状況確認等、西海市市民ライター設置要綱に基づく事務の執行に必要な範囲で使用します。

※申請者の年齢が分かる書類を併せて提出してください。

【税情報閲覧に関する同意書】

私は、西海市市民ライター登録申請書を提出するにあたり、提出書類に記載された情報確認のため、市が保有する市税・公共料金及び住民基本台帳に関する情報を閲覧することに同意します。

【暴力団員等でないことの誓約書兼同意書】

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員及び西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者には、該当しません。

また、上記確認のため、貴職が長崎県警察本部に照会することを承諾します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

西海市長 杉澤 泰彦

西海市市民ライター登録決定（不決定）通知書

年 月 日付で申請のありました、西海市市民ライターの登録について、下記のとおり決定いたしましたので、西海市市民ライター設置要綱第6条の規定により通知します。

記

決定の内容	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない (事由：)
●登録の内容	
氏名	
住所等	〒 西海市 TEL : FAX :
期間	
備 考	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

西海市長 杉澤 泰彦

西海市市民ライター登録抹消通知書

要綱第8条第1項第 号の事由により、西海市市民ライターの抹消について、下記のとおり決定いたしましたので、要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

●登録抹消の内容	
氏名	
住所等	〒 西海市 TEL : FAX :
登録抹消事由	要綱第8条第1項第 号該当
抹消日	
備 考	交付している市民ライター登録者証をご返却ください